

2012年9月10日
日本共産党都議会議員団

公営住宅法の一部改正に伴う都営住宅条例改正に関する申し入れ

「地域主権改革」等一括法の施行にもとづく「公営住宅法」の改正により、公営住宅の整備や入居のための収入基準など、これまで国によって規定されていた事項を2012年度末までに各自治体の条例で定めることになりました。

都内では、労働条件の悪化、高齢化の進展のなか、都民の居住権を守る都営住宅の役割はますます高まっており、この際、可能な限り、都民要求にそって、都営住宅条例を改正することが求められます。とりわけ、東京都が、国の改悪を容認し、入居収入基準を月収20万円から15万8千円と大幅に引き下げ、「狭き門」だった都営住宅入居をさらに困難にしたこと、使用承継制度を改悪して居住者をおいだし、家族の人数などに応じた住戸の供給（「型別供給」）の名で、都営住宅入居者をこれまでより狭く、使いづらい住居に移転させることなどの、都営住宅の入居・居住条件の切り下げを改めるべきです。

現在、全国の自治体で条例改定が進んでいますが、そこでは、裁量階層（収入基準を一定程度引き上げ、入居条件が緩和される階層）の対象範囲に「18歳未満の多子世帯（3人以上）」を追加（福井県）、「新婚世帯」を追加、様々な構成の世帯及び年齢の者が入居できるようにするため、形式及び仕様が異なる住宅を組み合わせることを明確化（いずれも兵庫県）、「離職者は単身での入居を可能にする」（愛知県）など、それぞれの自治体が直面している課題もふまえ、部分的には従来基準をひきあげる方向での独自基準をもちこんだ改定もおこなわれてきています。東京都こそ、これまでの条件改悪を反省し、切り下げられた条件をもとにもどすことはもちろん、「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」（公営住宅法第一条）ための条例改正をおこなうべきです。

よって、日本共産党都議団は、条例改正にあたって、以下のことを実現するよう申し入れるものです。

記

（1）整備基準について

都営住宅の単身者向け住宅は「型別供給」の名のもと、かつては43㎡あったものが相次ぐ改悪で32㎡まで切り下げられ、現在、若干は改善されたものの、35㎡の1DKにすぎず、「寝たきりになって電動ベッドを入れたが、ベッドの脇を車椅子で通することもできない」「介護に来る親族も寝泊りできない」など深刻な状況におかれています。

「型別供給制度」は廃止し、都営住宅の住戸整備基準の住宅床面積は、最低でも都市居住型誘導面積水準(単身者40㎡)、2DKを基準とすること。

子育て世代の入居を促進するなどソーシャルミックスをすすめる方向で、多様な形式や仕様が異なる住宅を整備することを明確化すること。

(2) 入居資格要件について

非正規雇用の拡大、長引く不況にともない、とくに若年単身者の生活が厳しさをきわめています。これまで公営住宅の単身者の入居については、高齢者や障害者などに限定して認められてきましたが、今般の社会状況をふまえて改善すべきです。

また、「使用承継」の基準が改悪され、原則として「同居している配偶者及び高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者」とされたため、60歳に満たない名義人の子弟は「退去してもアパート代もない。親が死んだらたれ死にするしかない」など切実な声がよせられ、入居者にとって重大な問題となっています。

入居資格要件を若年単身者や離職した単身者にも拡大すること。

現在、原則配偶者となっている「使用承継」の基準をもとに戻し、せめて1親等まで承継を認めること。

(3) 入居収入基準について

国及び都の15万8000円という入居収入基準は、勤労者世帯の収入の少ない方から10数%程度をカバーするにすぎず、住居に困窮する現役世代が都営住宅に入ることは困難です。

このため、子育て世代が入居できない一方、「都会の限界集落」と呼ばれるほど都営住宅の高齢化がすすみ、「自治会の役員の担い手がいらない」「孤立死が社会問題になっている」「声かけできる人がいない」などコミュニティー形成にも深刻な困難をもたらしています。

都営住宅の入居収入基準を大幅に引き上げること。少なくとも元の月収20万円に戻すこと。

子育て支援、世代構成の多様化を図る観点から、「裁量階層」の入居収入基準の上限額を政令月収25万9000円(収入分位50%)に引き上げると共に、対象範囲を中学生以下の子どもがいる世帯や、多子世帯、新婚家庭などにも拡大すること。

(4) 都営住宅の増設等について

都営住宅が大幅に不足していることから、入居資格を満たしているにもかかわらず希望しても入居できない都民のために、都営住宅の新規建設をすすめるとともに、空き室となっている民間住宅を活用する「借り上げ公営住宅制度」を積極的に活用する立場を条例で明確にすること。

環境に配慮した取り組みとして、太陽光発電など再生可能エネルギーの活用や、省エネ

対策の推進などを明確にすること。

(5) 都民意見の反映について

条例案を、都民にあらかじめ公表し、都民意見の公募（パブリックコメント）を実施するなど都民の意見をふまえた条例改正をおこなうこと。

以上